

石見銀山・吹屋調査報告書

同志社大学経済学部 西村理ゼミ

調査参加者

伊藤康祐 岩松真理 木村ゆかり 小林翔 三野健太郎
森田雄太 西口輝子 西野真資 新田寿野 坂口恵美
阪口智子 鳥山陽子 矢埜陽子 米光正絵 豊範史

はじめに

私たちのゼミは、「社会的共通資本としての文化」について研究している。今回の報告書では、文化財の適切な保護、保存とはどのようなものなのか、また、文化財の保護、保存が、文化財が存在している地域の住民の日常生活にどのような影響があるのかを、2007年7月に世界遺産に登録される予定である石見銀山をメインに、吹屋、倉敷での調査をも加えて述べていきたい。

第1章 社会的共通資本と文化

私たちの研究対象である社会的共通資本とは、「ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を安定的に維持するために必要不可欠な社会的装置」であり、社会全体にとって共通の財産である。たとえば、医療制度、金融制度、教育などといった私たちを取り巻く様々なものが社会的共通資本を構成している。その社会的共通資本の中で特に、私たちのゼミでは「文化」について研究をしている。

その「文化」についてであるが、文化経済学の第一人者である、デイヴィット・スロスビーは、文化には以下の六つの価値があると定義している。

- (a) 美学的価値…歴史的資産はある根源的な意味で美を所有し、提示している。
歴史的資産とその周囲に関連するすべての環境の質も含めて美の質を有していると考えられる。
- (b) 精神的価値…歴史的資産によって、コミュニティ全体としての、またコミュニティにおける個人のアイデンティティの感覚に貢献することができる。
自分たちの地域と世界とのつながりの感覚を人々にもたらす。
- (c) 社会的価値…歴史的資産の存在がコミュニティの社会的安定と一体化に貢献する。
アイデンティティや場の感覚をもたらすような集団的諸価値を見つけて出す手助けとなる。
- (d) 歴史的価値…過去との繋がりをつけてくれたり、現在の諸起源を明るみに出す。
- (e) 象徴的価値…歴史的資産がもたらす意味や情報は、コミュニティがそのアイデンティティを解釈し、自らの文化的個性に確信を持つことを手助けしてくれる。
- (f) 本物の価値…歴史的資産が本物であり、ほかには存在しないものだから持つ価値。

すなわち、これらの価値を持つ文化は、その地に住む人々の知識・知恵の集積であり、人々のアイデンティティになり、地域社会の連帯を促し、地域社会の安定化に貢献する。また、文化が醸成される過程を学ぶことで、過去との連帯感を持つことができる。そして、文化は高い芸術性・美術性を持っている場合が多く、その地域の人のみならず、他の地域から訪れた人々にも感銘を与え、新たな文化を創造する可能性も与えてくれる。さらに、

文化を伝承していくことによって、将来世代への連帯感も与えられるということである。

これらの文化の特徴から、地域に根付いている文化・伝統を利用したまちづくりを行うことによって、住民にとって社会的共通資本として機能する「アイデンティティ」となり、「コミュニケーション」をはかれる豊かなまちを作ることが可能になると考えられる。

次の章では、文化財を取り巻く法制度についてみていく。

第2章 文化財保護の法制度

有形、無形に関わらず文化の集大成である文化財の保護、保存のために様々な法制度が存在している。この章では、文化財保護法、登録文化財制度、重要伝統建造物保存制度、世界遺産条約について取り上げる。

(1) 文化財保護法

昭和 25（1950）年「文化財保護法」が成立した。この文化財保護法の基本的な構造は、戦前の三法（国宝保存法、重要美術品等保存法、史跡名勝天然記念物保存法）をまとめたものであり、その後、1954年、1968年、1975年、1996年、1999年、2002年の6回にわたる大きな法改正を経て現行法に至っている。

現在の保護法の目的には保存と活用が掲げられ、文化財の保護は保存と活用の両立を持って実現されることが示された。しかしながら、保護法の中には、「活用」についての説明はほとんど認められず、それに関係した言葉としては「公開」がみられるだけで、保護法における文化財の活用の意味については不鮮明である。

(2) 登録有形文化財制度

しかし、現在では、文化財保護における活用が保存とともに重要であることが周知され、文化庁で特に建造物の活用がしっかりと検討されるようになった。平成 8（1996）年の保護法改正時に、有形文化財のうちの建造物を対象として登録有形文化財の制度が発足する。この制度は文化財の指定制度を補完する制度で、登録建造物の使用を積極的に認め、大きな規制を設けず、活用に重点がおかれた制度であると言える。建造物を文化庁で把握し少しでも保護に役立てようという制度で、築 50 年を経過し、学術調査などによって一定の評価が与えられた建造物について国が用意する登録原簿に登録しておき、取り壊しや改築を計画した場合には所有者から届出をしてもらい、行政（文化庁）が当該建造物の取り扱いに関与できるシステムである。建造物の現状変更についてみると、重要文化財の場合は許可制で原則禁止であるのに対し、登録有形文化財の場合は禁止されておらず、許可制で認められている。また、優遇措置に関しては、重要文化財に対しては管理または修理の補助が法律に基づき支援措置があるが、登録有形文化財については管理・修理に要する経費の国庫補助の制度は設けられていない。

この制度は、保護のための規制や支援措置を重要文化財等に比べて緩やかなものとし、歴史的建造物の用途変更を容易なものとし、建造物を使うことによって、所有者等による自主的な保護を期待する趣旨で設けられたものであるということが分かる。

(3) 伝統建造物群保存地区制度

昭和 50（1975）年の文化財保護法の改正時に創設された。歴史的な景観等を形成している集落や町並みなど伝統的な建造物群、および、これと一体をなして価値を形成している環境を、市町村自らが伝建地区を定めて保存しようとする制度である。保存すべき町並みの決定は住民の合意を前提とした市町村の条例制定によって行い、保存のために必要となる規制も地域住民の意向を反映できる自治体としての市町村で定めるものとしている。国はこうして保存が行われている町並みの中から、国として財政的に援助する必要がある重要な地区を選定して支援する。すなわち、住民、地方公共団体、国が相互に機能を分担する保護体系を制度化したのである。また、この条例によって、現状変更の規制や保存のために必要な管理、修理、復旧等の措置やこれらに関する所有者等への補助等についても定められている

地区の保存は市町村やその住民を主体として運営され、住民の生活を尊重するなど、保護法の中でも特色ある制度として、また、歴史的に価値ある集落や町並みを活かしたまちづくりの実効力のある制度と評価されている。市町村の申し出によって選定される重要伝統的建造物群保存地区には、平成 18 年 10 月 1 日現在、78 地区が認められており、その数は年々増加している。

この制度の特徴の一つとして、それまでの単体建造物の保存から文化財保護の範囲を拡大したという意味で注目される。「伝統的建造物群」を「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」としており、文化財の一つとして定義している。

また、地区の範囲や保存計画、補助の規模や現状変更の許可などは市町村自らが決定し、市町村の自主性および主体性をもって地区の保存を図る制度となっている点が挙げられる。特に、特定物件である建造物等の特定と保存にあつては、運用上は所有者の同意をとることになっており、所有者および住民の保存への意志を確認することが必要で、住民の保存の主体的な意思の下に運用される制度でもある。

そして、伝建地区の保存は、建造物群としての集落や町並みの保存を目的としており、建造物等の外観の保存を行うもので、内部の生活部分については規制をせずに、住民の日常生活を尊重する制度となっている点である。文化財としての地区保存と住民生活の維持を両立して行おうとする制度となっている。

(4) 世界遺産条約

この条約は国内法ではないが、今回訪れた石見銀山が 2007 年に登録される予定であり、

また、文化財の保護、保存の世界基準ともいえる制度なので取り上げる。

世界遺産条約は、正式名称を「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」といい、文化遺産や自然遺産を人類全体のための世界遺産として、損傷、破壊等の脅威から保護し保存していくために、国際的な協力および援助の体制を確立することを目的とした条約である。1972年にユネスコ総会で採択され、1992年に日本は批准し、締約国は2005年12月現在で181カ国にのぼっている。日本で世界遺産一覧表に記載されている遺産は、現在、「法隆寺地域の仏教建造物」「姫路城」「屋久島」「白神山地」「古都京都の文化財」「白川郷・五箇山の合掌造り集落」「原爆ドーム」「厳島神社」「古都奈良の文化財」「日光の社寺」「琉球王国のグスク及び関連遺産群」「紀伊山地の霊場と参詣道」「知床」の合計13件である。

日本の場合では、世界遺産一覧表に登録される物件については、全て文化財保護法や自然環境保全法、自然公園法等で保護されていなければならない。したがって、国がユネスコの世界遺産委員会に推薦する物件も同様の措置がなされている物件としている。これは、世界遺産条約第4条、第5条の趣旨に沿う形となっている。そのため、日本においては、世界遺産一覧表として登録された場合でも、保護や保存、整備については国内法である文化財保護法等によることとなる。

次の章では、実際に訪れた、石見銀山・吹屋・倉敷で上記の法制度がどのように運用されているのか。また、保護・保存に関する問題点などを上げていく。

第3章 石見銀山

アクセス：JR山陰本線大田市駅から、バスで20分のアクセス

(1) 歴史

石見銀山は、現在の島根県大田市大森の地に存在しており、戦国時代末期から、江戸時代初期まで、世界最大規模の銀産出地として、当時の世界地図にも記載されており、最盛期には人口12万人を誇る一大鉱業都市になっていた。戦国時代には、小笠原、大内、尼子、毛利の四氏が、石見銀山をめぐる熾烈な争いを繰り広げた。大内氏の支配下にあった1530年代に、中国伝来の灰吹法という精錬技術を日本で最初に取り入れることに成功し、この精錬法は以後日本全国の鉱山に広まり、日本の精錬技術が飛躍的に高まることになった。また、当時、世界の3分の1銀が石見銀山で産出され、世界共通の通貨として流通していた。産出した銀は現大田市の鞆ヶ浦(仁摩町)や沖泊(温泉津町)から船で搬出されていた。しかし、冬の日本海は季節風が強く航行に支障が多いため、大森から尾道まで中国山地を越え瀬戸内海へ至る陸路の「銀山街道」(大森—粕淵—九日市(美郷町)—三次—甲山—御調—尾道)を整備し、尾道から大坂の「銀座」へ船積みするようにした。しかし、徐々に産出量が減り、1923年に休山、1943年には完全閉山に至る。その後、日本を代表する鉱山遺跡として1969年に国指定史跡となる。

(2) 石見銀山の現状

現在、大森は鉱山に隣接して発展した江戸時代幕府の直轄地の石見銀山附御料 150 余村の中心町である。武家・商家の旧宅や、社寺などが混在して現存している大森の町並みは、昭和 62 年に重要伝統建造物群保存地区に選定されている。また、石見銀山の外港として発展した温泉のある港町であり、江戸時代以来の町割りや町屋、廻船問屋、温泉旅館、社寺等の伝統的建造物も多く現存している温泉津が、平成 16 年に重要伝統建造物群保存地区に指定されている。そして、2007 年 7 月には、世界遺産リストに登録される予定である。

石見銀山が、世界遺産登録される主な理由として、以下の三つが挙げられる。

- ① 当時の坑道遺跡、代官所、町並み、寺社などが数多く残り、当時の生活を理解することができる。また、銀を運搬していた街道、港など当時の銀の流通を実感することができるなど、点や線ではなく、面として貴重な文化財が多数残っているという点。
- ② 当時の世界地図にも描かれ、世界の銀の産出量の 3 分の 1 を占めるとい世界経済の中心地であり、日本で生産された大量の銀は、貿易を通じて 16 世紀から 17 世紀の東アジアへ流通していった。そして、この頃金銀や香辛料を求めて自らの文明圏を越えて世界に活動範囲を拡げつつあったヨーロッパ人が、東アジアの貿易に参入し、東西の異なる経済・文化交流が行われるようになったことを示しているという点。
- ③ 石見銀山では 19 世紀後半以後になって、ヨーロッパの産業革命で発展を遂げた新技術が導入されたが、銀鉱石が枯渇したため銀山活動が停止していった。その結果、今日、石見銀山遺跡には鉱山開発の伝統的技術の跡が良好に残されている。また、灰吹法という精錬方法を日本で初めて使用し、日本全国に広め、日本の工業の発展に寄与しているという点。

重要伝統建造物群保存地区に選定され、また、世界遺産にも登録される予定であり、順風満帆に見える石見銀山ではあるが、最盛期には 12 万人を誇っていた人口は大森の集落で 500 人程度となり、さらに急速な高齢化、過疎化が進んでいて問題も多く存在している。

(3) 問題点

世界遺産に登録されることによる観光客の増加で、今の静かな生活が脅かされてしまうことを心配したり、住居の改装、改築などに更なる規制が掛かり、不自由な暮らしを強いられるかもしれないという心配を抱える住人も少なくない。住民の方の話では、最近、観光客とみられる人々に庭の鉢植えを取られてしまったり、無人のお寺のご本尊が盗まれたりということも起こっているらしい。

その他の問題として、石見銀山は交通アクセスが悪いところに立地しており、訪れる人

はどうしても車で訪問になってしまう。多数の車は景観を損ねるだけではなくて、観光客、住民の安全を脅かす存在にもなりうる。しかし、車の乗り入れ規制をすると、住民の足をも規制してしまうことにもなり、生活に不自由が生じる可能性が出てくる。

また、世界遺産の登録によって発生する経済的なメリットが、地元の人々に十分に還元されないという問題点もある。たとえば、世界遺産の登録を機に、外部からの資本による開発によってホテルや駐車場を造り観光収入を得ることが考えられる。市の税収は増えるであろうが、観光収益は東京や大阪の本社が持って行ってしまい地域社会に還元されない可能性がある。また、外部の資本は往々にして、地域の特性などを考えずに開発する可能性が高い。大資本との競争に負けた地域の小売店などは、廃業に追い込まれてしまう可能性もある。そういったことから、どのようにして昔から地域で地道に商いをしてきた人たちの生活を守っていくかという問題もある。

多数ある問題の中でも、石見銀山の最大の問題は過疎化の進展である。大森の町並みの中でも、過疎化の進展によって空き家になってしまった古い民家が所々に存在していて、荒れたまま放置されてしまっている家も少なくない。こうした状況によって、せっかくの美しい町並みが万全に保たれているとは言い難い。この過疎化は全国各地で発生しているものと同一のものであると考えられるが、大森の町並みが重要伝統建造物群保存地区に指定され、町並みの保護・保存に住民がある程度の負担を強いられていることにも起因しているのではないだろうか。さらに、世界遺産に登録されることによって厳しい規制が掛けられ、改装、改築を行うにも現在よりも様々な規制が実施されたとき、この地を離れてしまう住人が出てしまうことは想像に難くない。文化財の保護、特に町並みの保存には地域住民がその地に住み続け、その町並みを保護・保存することが必要不可欠である。しかし、厳しい規制によって、文化財を保護・保存する役割を担う地域住民（特に若者）がまちを離れてしまえば、長期的な保護・保存は難しいであろう。保護・保存のための規制は住民生活を脅かし、保護・保存を困難にしていくというパラドックスを秘めていることを、私たちは認識しなければならない。

第4章 吹屋

アクセス：JR 伯備線 備中高梁駅から備北バス「吹屋」行きで 60 分

(1) 歴史

吹屋のまちは、現在の岡山県高梁市にある。吹屋銅山より産出される銅鉱と、その副産物である赤色顔料になるベンガラ（酸化第二鉄）の出荷地として、江戸時代から明治時代にかけて繁栄した。当時ベンガラを産したのは日本で唯一吹屋だけだったという。その後、1977年に岡山県で初めて重要伝統建造物群保存地区に選定される。

(2) 吹屋の現状と問題点

吹屋も、石見銀山と同様の過疎化の問題を抱えている。現在の吹屋の集落は、人口 50 人程度で、その内小学生は 7 名である。また、アクセスも悪く、冬期には、雪に閉ざされた集落となってしまう、生活するのに厳しい環境となっている。また、吹屋にも心無い観光客によって傷つけられた文化財が存在していた。

高梁市には、吉備国際大学という大学が存在している。吹屋の住民の方々は、地元大学との連携を深めて、大学生に吹屋に往来してもらい活気あるまちにしていきたいと、望んでいる。たとえば、休日や夏休みなどに喫茶店やレストランでのアルバイト、あるいは、茶道部のサークルに茶室を提供して合宿の機会を設けてもらうなどのアイデアを熱っぽく語っていた。しかし、現状では、地域内にリーダーシップを発揮して具体的な行動に移す世話人もなく、あまり連携は進んでいない。

第 5 章 倉敷

アクセス：JR 山陽本線倉敷駅から徒歩 10 分

(1) 歴史

江戸時代は、天領として栄え、戦争中も空襲の被害を受けず古い町並みを残している。重要伝統的建造物保存地区の認定を受けている白壁の蔵屋敷が建ち並ぶ美観地区や、倉敷チボリ公園を中心に、年間 600 万人以上の観光客が訪れる観光都市でもある。1979 年に重要伝統建造物群保存地区に選定される。倉敷美観地区は大原孫三郎氏によって作られたといっても過言ではない。彼は、大正、昭和を代表する実業家であり、クラボウ、クラレなどの会社の創業者であった。そして、「金を出しても口は出さない」というアームズ・レングスの精神にのっとり、芸術家の自由な創造活動を手助けしていた。また、さまざまな文化施設を作り、現在の倉敷の町並みの維持、保存に多大な功績を残した。

(2) 倉敷の現状

倉敷は、古い町並みを面に残している数少ない町である。このことは、先ほども述べたが、大原孫三郎氏の功績によるところが大きい。また、交通アクセスのよさも石見銀山、吹屋に比べ群を抜いている。しかし、倉敷の町並みが適切に保護、保存されているのは住民や、倉敷にある企業の積極的な町並みの保護、保存活動への参加が大きい。

次の章では、倉敷の成功例をもとに、石見銀山、吹屋への提言をしていく。

第 6 章 石見銀山・吹屋への提言

文化財は、単に保存するだけでは意味がない。文化財を劣化させず、維持していこうとするだけの価値を、その文化財の存在する住民たちが認めなければ、長期的な保存活動を

維持することはできない。したがって、文化財の長期的保護の必要性について住民の意識を高めてもらうことが必要である。そして、住民に遺産の監視、保存、紹介、理解などの活動に具体的に参加してもらうことが有効だと考えられる。また、住民が地元社会の伝統を遵守する活動によって収入を獲得できるようにすることができれば、なお一層の住民参加が進むかもしれない。地元社会の伝統を遵守する活動によって得ることができる経済的利益が存在する場合、遺産の保護につながることが多い。長期的にも、こうした保護活動は、地元や広く世界にとって文化的あるいは精神的なルーツについての真の教育の機会であり、手段となっていくものである。すなわち、今以上に、積極的に地域住民を石見銀山、吹屋の町並みの保護、保存活動の輪の中に取り込んでいくべきである。

おわりに

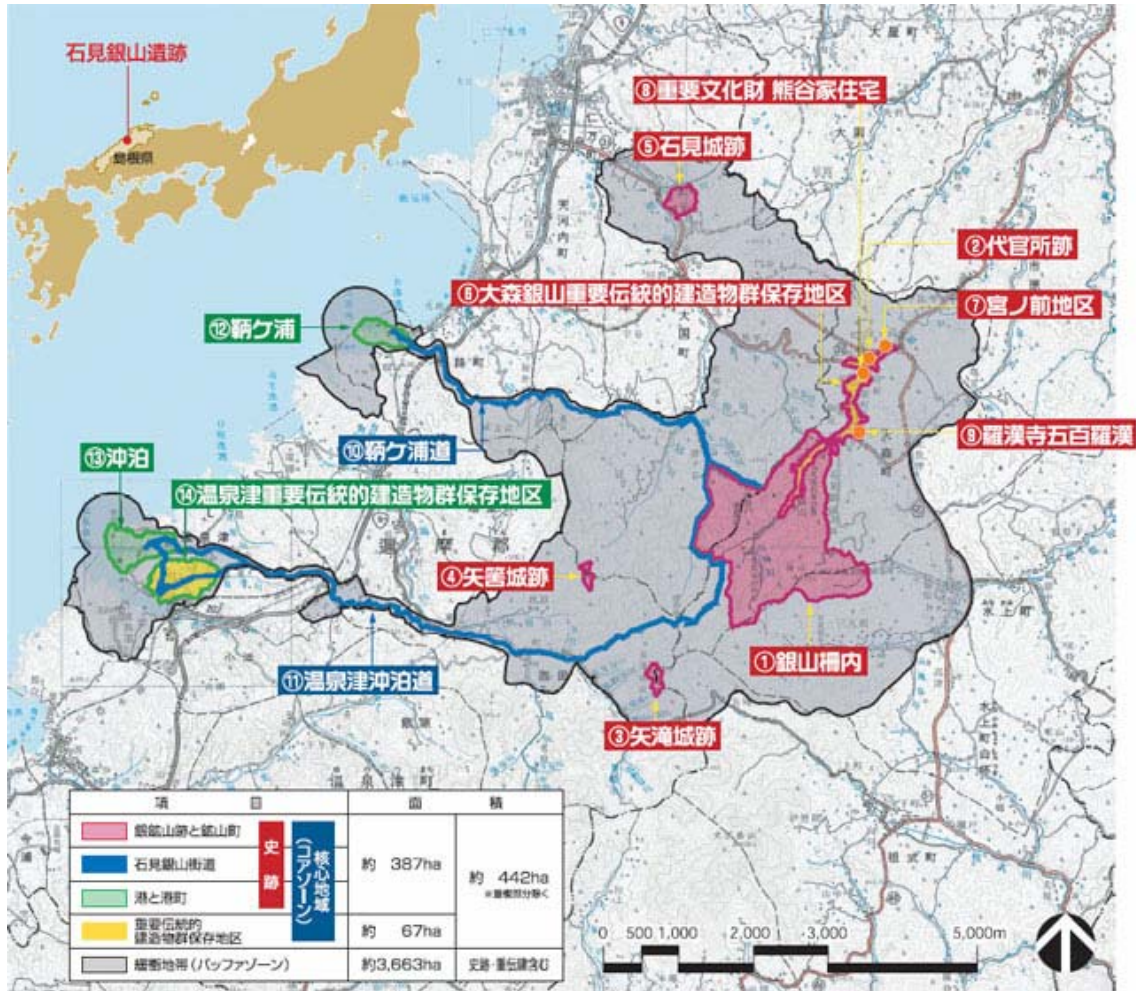
今回の調査によって、文化財保護のための法制度による補助金、行政などに頼るだけでは、持続的な保護・保存は不可能であるということを確認した。また、世界遺産の登録によって起こりうるであろう新たな規制は、持続的な保護・保存の妨げになる可能性をきちんと認識しておかなければ危険であり、また世界遺産登録後に急増するであろう観光客との付き合い方というのも、持続的な保護・保存を行ううえでは重要な課題であるということをも改めて強く認識すると同時に、持続可能な保護・保存は文化財の存在する地域の住民の生活が安定してこそ行えるものであるということを実感することができた。

【参考文献】

- 「社会的共通資本」 宇沢弘文 2000 岩波新書
「文化経済学入門」 デイヴィット・スロスビー 2002 日本経済新聞社
「文化遺産マネジメントとツーリズムの持続可能な関係構築に関する研究」
西山徳明編 2006 人間文化研究機構国立民俗学博物館

【参考ホームページ】

「島根県ホームページ」 <http://www.pref.shimane.lg.jp/>



石見銀山地図（島根県ホームページより引用）



坑道への入り口（龍源寺間歩）



寺へ続く道



美しい自然の残る石見銀山周辺



大森の町並み



吹屋の町並み 1



吹屋の町並み 2



倉敷の町並み



アイビースクウェア